

令和7年度 防災情報ネットワーク事業 土地改良技術  
災害応急用陸上・水中ポンプ保守点検整備業務

特 別 仕 様 書  
(当初)

近畿農政局  
土地改良技術事務所

項目	内容	摘要
第1章 総則	令和7年度 防災情報ネットワーク事業 土地改良技術 災害応急用陸上・水中ポンプ保守点検整備業務（以下、「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械設備点検・整備業務共通仕様書」（以下、「業務共通仕様書」という。）、「施設機械工事等共通仕様書」（以下、「工事共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 業務内容		
1. 目的	本業務は、近畿農政局土地改良技術事務所が所有する災害応急用ポンプが災害発生時に即時にその機能を発揮するとともに、運転時の故障を未然に防止するため、保守点検整備を行うものである。	
2. 場所	本業務の点検整備を行う場所は以下のとおりである。 京都市伏見区深草大龜谷大山町官有地 近畿農政局土地改良技術事務所	
3. 点検整備概要	本業務は、災害応急用の陸上・水中ポンプの点検整備及び過年度に分解点検を行った水中ポンプの組み立て作業を行うもので、その概要は以下のとおりである。  (1) 簡易分解点検整備 1) 陸上ポンプ $\phi$ 100 (エンジン式, セルスイッチ無) 2台 2) 陸上ポンプ $\phi$ 100 (エンジン式, セルスイッチ付) 4台 3) 水中ポンプ $\phi$ 100 1台 4) 水中ポンプ $\phi$ 150 2台 (交換材料) ① 陸上ポンプ エンジンオイル 15.6 ℥ ② 陸上ポンプ オイルエレメント 5個 ③ 水中ポンプ タービン油 7.1ℓ  (2) 部品交換整備 1) 陸上ポンプ $\phi$ 150 Vベルト 1個  (3) 組立整備 (工場) 1) 水中ポンプ $\phi$ 150 1台 (交換材料 (工場)) ① メカニカルシール 1個 ② オイルシール 1個 ③ タービン油 2.3ℓ ④ 上部軸受 1個 ⑤ 下部軸受 1個	
4. 数量	数量は、別紙1 数量表のとおりとする。	
5. 点検整備範囲	簡易分解点検整備の範囲は第2章 3. 点検整備概要の簡易分解点検整備を行うためのポンプ格納庫と点検整備作業場間のポンプの移動、ポンプ点検整備・調整等の一切とする。	
6. 組立整備範囲	組立整備の範囲は、現地から工場までの分解ポンプ設備の輸送、組み立て、組立後点検、工場から現場までのポンプ設備の輸送の一切とする。なお、輸送にかかる車両は受注者が準備することとする。	

項目	内容	摘要
第3章 簡易分解点検整備		
1. 一般事項	<p>(1) 受注者は、点検整備実施の順序、方法等について担当職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p> <p>(2) 点検整備に従事する作業員は、十分な経験を有する熟練者でなければならない。</p> <p>(3) 点検整備の結果、不良や要注意と判断される項目が確認された場合は、速やかに担当職員へ報告し、点検結果を提出することとする。それにより、新たに補修・交換等が必要と判断された場合は、本業務への追加について担当職員と協議することとする。</p> <p>なお、新たに補修・交換等を実施する場合は、受注者は補修作業を行う前に追加費用の見積書を発注担当者に提出し、発注担当者の承認を得た上で補修作業を実施することとする。</p>	
2. 点検整備項目	<p>点検整備項目は、別紙2ポンプ点検整備項目表のとおりとする。</p> <p>また、タービン油交換量、エンジンオイルの交換量は別紙1数量表に示すとおりとするが実績に応じて変動した場合は担当職員と協議することとする。</p>	
第4章 組立整備		
1. 一般事項	<p>(1) 組立整備は、土地改良技術事務所で保管される過年度に分解したポンプを工場にて組み立てることを想定している。なお、従事する作業員は、十分な経験を有する熟練者でなければならない。</p> <p>(2) 簡易なタッチアップ塗装等の軽微な補修は組立整備に含むものとする。</p> <p>(3) 組立整備において、一部部品の交換、タービン油の給油を行うものとするが、交換部品や組立整備内容に変更が生じた場合は、対応について担当職員と協議することとする。</p> <p>(4) 分解したポンプが格納されているゲージごと工場へ輸送し、組み立て後はゲージに格納した状態で納品することを想定している。</p>	
2. 機器仕様	<p>組み立てを行う水中ポンプの機器仕様は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 水中ポンプ(24-4SP) 1台</p> <p>1) 仕様</p> <p>メーカー 鶴見製作所      形式 KRS2-A6 定置式水中ポンプ      吐出口径 150 mm      吐出量 2.0 m<sup>3</sup>/min      全揚程 10.0 m      電動機出力 7.5 kW (直入起動方式)      ゲージ寸法 1,000W×1,200D×800H      総重量 340kg</p> <p>2) 使用材料</p> <p>ケーシング FC200      羽根車 FCD700      主軸 SUS420J2</p>	
3. 交換部品	<p>組立整備時に、以下部品について更新することとする。</p> <p>(1) 水中ポンプ φ150(24-4SP) 1台</p> <p>1) メカニカルシール H-35 1個      2) オイルシール TC406211 1個      3) タービン油 VG32 2.3ℓ</p>	

項目	内容	摘要
4. 稼働状況確認	4) 上部軸受 6306ZZC3 1個 5) 下部軸受 6309ZZC3 1個	
第5章 部品交換整備	組立後の状態確認については、インペラとサクションカバーとの隙間計測、絶縁抵抗値計測、無負荷運転により異常がないことを確認することとするが、確認内容について事前に担当職員と協議することとする。	
1. 一般事項	(1) 部品交換整備は、特定の部品交換のみを土地改良技術事務所敷地内で実施することとする。 (2) 交換する部品は、調達前に現地にて状態を確認することとする。 (3) 稼働後は無負荷による稼働確認を行い、異常の有無について報告することとする。	
2. 対象機器	部品交換を行う機器及び交換部品は以下のとおりとする。 1) 陸上ポンプ $\phi$ 150 Vベルト (3V-450) 1個 (支給品)	
第6章 業務計画書	受注者は、作業着手前に業務計画書を作成し、担当職員に提出しなければならない。 なお、業務計画書には下記事項を記載するものとする。 (1) 業務概要 (2) 工程表 (3) 実施要領 1) 点検組織図 2) 連絡体制 3) 業務計画 4) 業務管理 5) 安全管理 6) 環境対策 7) 資格者証	
第7章 作業条件等		
1. 作業条件	業務期間中の休日等は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇である。 簡易点検整備は1月以降に開始することとする。また、履行期限は令和8年3月19日迄とする。簡易点検整備及び組立整備の始期について、担当職員と協議することとする。	
2. 作業場所	簡易分解点検整備及び部品交換の作業場所は、別添に示す範囲とするが、作業が困難であると判断した場合は、担当職員と協議を行うものとする。 組立整備については、工場での整備とする。	
3. 搬出入機	ポンプ庫からの搬出入は、近畿農政局土地改良技術事務所が所有する搬出入機 (フォークリフト 定格荷重2.0ton) を貸与する。 なお、搬出入機 (フォークリフト 定格荷重2.0ton) の運転は、労働安全衛生法により定められたフォークリフト運転技能講習の修了者とする。	
4. 計測機器及び工具類	ポンプ点検整備に要する計測機器及び工具類は、近畿農政局土地改良技術事務所が所有する計測機器及び工具類を貸与する。	

項目	内容	摘要												
5. 発動発電機	水中ポンプの無負荷運転は、近畿農政局土地改良技術事務所が所有する発動発電機を貸与する。													
6. 水道及び電力	本業務の点検・整備に要する水道及び電力は、発注者において支給する。													
7. 潤滑油等の飛散防止	潤滑油等の交換に当たっては、周辺へ飛散しないように行うものとする。なお、飛散した場合は、速やかに担当職員に報告するとともに、受注者の責任において処理するものとする。													
8. 発生部品等	交換後の潤滑油、冷却水、燃料油及び部品等は、発注者が所有するタンクや、コンテナに入れるものとする。 なお、本業務で発生した産業廃棄物の処理は、発注者が行う。													
9. 第三者に対する措置	既設構造物及び第三者に損害を与えた場合、受注者の責任によるものは受注者の責任で処理するものとする。													
第8章 業務報告書	受注者は、以下項目を整理し報告することとするが、これにより難い場合は担当職員と協議することとする。  (1) 業務報告書記載内容 <ul style="list-style-type: none"><li>・工程表（実績）</li><li>・点検対象機器仕様、組立整備対象機器仕様、点検整備種別、交換した材料及び付属品の項目及び規格</li><li>・点検整備所見（組立整備所見）</li><li>・点検チェックシート（過年度業務と同様式を使用すること）</li><li>・点検整備、組立整備の状況写真</li><li>・組立整備にかかる稼働確認報告</li></ul>													
第9章 提出図書等	本業務は、電子納品の対象外とする。 提出すべき報告書等についてはA4版の市販ファイルに綴るものとし、次に示す部数を作成し、担当職員に提出するものとする。 なお、報告書等の電子データを電子媒体で提出するものとするが、ウイルス対策を実施したうえで提出するものとする。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格</th> <th>部数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告書（写真含む）</td> <td>A4</td> <td>2部</td> <td>市販ファイル</td> </tr> <tr> <td>電子媒体</td> <td>CD又はDVD</td> <td>1枚</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>また、提出図書内容、編集等については担当職員と打合せのうえ作成するものとする。</p>	区分	規格	部数	備考	報告書（写真含む）	A4	2部	市販ファイル	電子媒体	CD又はDVD	1枚		
区分	規格	部数	備考											
報告書（写真含む）	A4	2部	市販ファイル											
電子媒体	CD又はDVD	1枚												
第10章 貸与する資料	<p>本業務において関連する次の資料は貸与する。</p> <p>(1) 資料名</p> <p>1) 令和3年度 災害応急用陸上ポンプ保守点検整備業務報告書 1式      2) 令和4年度 災害応急用陸上ポンプ保守点検整備業務報告書 1式      3) 令和5年度 災害応急用陸上ポンプ保守点検整備業務報告書 1式      4) 令和6年度 災害応急用陸上ポンプ保守点検整備業務報告書 1式      5) 令和3年度 災害応急用水中ポンプ保守点検整備業務報告書 1式      6) 令和4年度 災害応急用水中ポンプ保守点検整備業務報告書 1式      7) 令和5年度 災害応急用水中ポンプ保守点検整備業務報告書 1式</p>													

項目	内容	摘要
第11章 契約変更	<p>8) 令和6年度 災害応急用水中ポンプ保守点検整備業務報告書 1式</p> <p>(2) 貸与期間 業務実施期間中</p> <p>(3) 返納場所 近畿農政局土地改良技術事務所</p> <p>(4) 貸与条件 貸与資料の内容については、担当職員の許可なく他に公表してはならない。</p> <p>本業務の実施に当たり、下記に示すものに著しい相違が生じた場合は、協議のうえ契約変更ができるものとする。</p> <p>(1) 「第2章 業務内容」の「3. 点検整備概要」及び「4. 数量」に示す点検整備台数に変更が生じた場合。</p> <p>(2) 「第3章 簡易分解点検整備」の「2. 点検整備項目」、「第4章 組立整備」の「3. 交換部品」、「第5章 部品交換整備」の「2. 対象機器」の内容に変更が生じた場合。</p> <p>(3) 履行期限に変更が生じた場合。</p> <p>(4) その他仕様書等に定めのないもの。</p>	
第12章 環境配慮のチェック・要件化	<p>(1) 主な環境関係法令の遵守</p> <p>受注者（受託者）は、物品・役務（委託事業を含む）の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。</p> <p>①エネルギーの節減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法 律第49号）等</li> </ul> <p>②廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）</li> <li>・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等</li> </ul> <p>③生物多様性への悪影響の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）</li> </ul> <p>④環境関係法令の遵守等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）</li> </ul> <p>(2) 環境関係法令の遵守以外の取組</p> <p>受注者（受託者）は、物品の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。</p> <p>ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。</p> <p>イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。</p> <p>ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。</p> <p>エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。</p> <p>オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。</p> <p>カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。</p>	

項目	内容	摘要
第13章 定めなき事項	<p>(1) 契約書及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。</p> <p>(2) 本仕様書に定めのない事項又は、本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて担当職員と協議するものとする。</p>	

別紙1 数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
陸上ポンプ				
1. 簡易点検整備工				
(1) 陸上ポンプ (63-4P) 簡易点検整備(A)	φ100, 全揚程16.0m, 吐出量1.4m <sup>3</sup> /min, セルスイッチなし 荏原製作所 (100SF)	台	1	
(2) 陸上ポンプ (7-1P) 簡易点検整備(B)	φ100, 全揚程38.0m, 吐出量0.7m <sup>3</sup> /min, セルスイッチなし クボタ (SV-JA)	台	1	
(3) 陸上ポンプ (19-5P) 簡易点検整備(C)	φ100, 全揚程15.0m, 吐出量1.2m <sup>3</sup> /min, セルスイッチ付き (株)鶴見製作所 (TCP2-100MW)	台	1	
(4) 陸上ポンプ (19-6P) 簡易点検整備(C)	φ100, 全揚程15.0m, 吐出量1.2m <sup>3</sup> /min, セルスイッチ付き (株)鶴見製作所 (TCP2-100MW)	台	1	
(5) 陸上ポンプ (19-7P) 簡易点検整備(C)	φ100, 全揚程15.0m, 吐出量1.2m <sup>3</sup> /min, セルスイッチ付き (株)鶴見製作所 (TCP2-100MW)	台	1	
(6) 陸上ポンプ (19-8P) 簡易点検整備(C)	φ100, 全揚程15.0m, 吐出量1.2m <sup>3</sup> /min, セルスイッチ付き (株)鶴見製作所 (TCP2-100MW)	台	1	
2. 簡易点検整備交換材料				
(1) エンジンオイル				
1) 陸上ポンプ (63-4P)	API分類のCF級と同等以上、SAE10W-30	ℓ	2.0	
2) 陸上ポンプ (19-5P)	API分類のCF級と同等以上、SAE10W-30	ℓ	3.4	
3) 陸上ポンプ (19-6P)	API分類のCF級と同等以上、SAE10W-30	ℓ	3.4	
4) 陸上ポンプ (19-7P)	API分類のCF級と同等以上、SAE10W-30	ℓ	3.4	
5) 陸上ポンプ (19-8P)	API分類のCF級と同等以上、SAE10W-30	ℓ	3.4	
(2) オイルエレメント	φ100 (63-4P, 19-5P, 19-6P, 19-7P, 19-8P)	個	5	
3. 部品交換整備工				
(1) 陸上ポンプ (56-19P) Vベルト交換のみ	φ150, 全揚程10.0m, 吐出量2.0m <sup>3</sup> /min 久保田鉄工 (SV0-161FZ) Vベルト (3V-450)	台	1	材料は支給品

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
水中ポンプ				
1. 簡易分解点検整備工				
(1) 水中ポンプ (28-8SP) 簡易分解点検整備 (H)	φ 100, 全揚程15.0m, 吐出量1.0m <sup>3</sup> /min (株)鶴見製作所 (KTZ45.5)	台	1	
(2) 水中ポンプ (27-6SP) 簡易分解点検整備 (H)	φ 150, 全揚程10.0m, 吐出量2.0m <sup>3</sup> /min (株)鶴見製作所 (KRS2-A6)	台	1	
(3) 水中ポンプ (R3-12SP) 簡易分解点検整備 (H)	φ 150, 全揚程20.0m, 吐出量2.0m <sup>3</sup> /min (株)鶴見製作所 (LH615-61)	台	1	
2. 簡易分解点検整備交換材料				
(1) タービン油				
1) 水中ポンプ (28-8SP)	VG32(無添加)	ℓ	1.1	
2) 水中ポンプ (27-6SP)	VG32(無添加)	ℓ	2.3	
3) 水中ポンプ (R3-12SP)	VG32(無添加)	ℓ	3.7	
3. 組立整備工				
(1) 水中ポンプ (24-4SP)	φ 150, 全揚程10.0m, 吐出量2.0m <sup>3</sup> /min (株)鶴見製作所 (KRS2-A6)	台	1	
4. 組立整備交換材料				
(1) メカニカルシール	H-35	個	1	
(2) オイルシール	TC406211	個	1	
(3) タービン油	VG32(無添加)	ℓ	2.3	
(4) 上部軸受	6306ZZC3	個	1	
(5) 下部軸受	6309ZZC3	個	1	

別紙2 ポンプ点検整備項目表

(1) 簡易点検整備 (A) (陸上ポンプ, エンジン式, セルスイッチ無, オイル・オイルエレメント交換有)

1) 対象機器

①陸上ポンプ (φ150) : 1台 (63-4P)

2) 点検整備項目表

項目	内容	備考
潤滑油系統		
潤滑油オイルパン	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視による油量及び異常の有無の確認</li> <li>オイル交換及びオイルエレメント交換の実施</li> </ul>	
燃料系統		
燃料噴射ポンプ	・機能の確認	
エア抜き	・フィルタ、ポンプ内のエア抜き	
燃料コシ器	・目視による目詰り・汚れ(清掃)の有無の確認	
燃料加減レバー	・操作レバー作動状態の確認	
燃料高圧管	・管内のエア抜き	
燃料タンク	・目視による油量及び水分・スラッジの有無の確認	
冷却系統		
冷却水槽 (ラジエータ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視による水漏れ、蒸気漏れの有無の確認</li> <li>目視による損傷の有無の確認</li> <li>目視による圧力キャップパッキンの損傷の有無の確認</li> </ul>	
ファンベルト	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視による損傷の有無の確認</li> <li>ファンベルトの張り及び調整</li> </ul>	
排水コック	・目視による水漏れ、弁詰まり等の有無の確認	
給排気系統		
空気清浄器	・目視によるエアクリーナ又はエアバスオイルの汚れの有無の確認	
消音器	・目視による損傷、腐食、排気詰まりの有無の確認	
機関本体関係		
クランク室	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部からの目視による漏水異常等の有無の確認</li> <li>注油状況(オイルシグナル)の確認</li> </ul>	
給排気弁	・圧縮漏れ等の作動の確認	
タペット	・機能状態の確認	
吸気清浄器	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視による汚れ、目詰まり、損傷の有無の確認</li> <li>取付状態の確認</li> </ul>	
排気消音器	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視による汚れ、損傷の有無の確認</li> <li>取付状態の確認</li> </ul>	
デコンプレバー	・操作機能	
機関全体(運転中)		
運転状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視による油漏れ、水漏れの有無及び各部の振動・異常音・排気色・過熱の確認</li> <li>速度調整レバーの作動状態の確認</li> </ul>	

別紙2 ポンプ点検整備項目表

(2) 簡易点検整備 (B)

(陸上ポンプ、エンジン式、セルスイッチ無、オイル・オイルエレメント交換無)

1) 対象機器

①陸上ポンプ (φ150) : 1台 (7-1P)

2) 点検整備項目表

項目	内容	備考
潤滑油系統		
潤滑油オイルパン	・目視による油量及び異常の有無の確認	
燃料系統		
燃料噴射ポンプ	・機能の確認	
エア抜き	・フィルタ、ポンプ内のエア抜き	
燃料コシ器	・目視による目詰り・汚れ（清掃）の有無の確認	
燃料加減レバー	・操作レバー作動状態の確認	
燃料高压管	・管内のエア抜き	
燃料タンク	・目視による油量及び水分・スラッジの有無の確認	
冷却系統		
冷却水槽 (ラジエータ)	・目視による水漏れ、蒸気漏れの有無の確認 ・目視による損傷の有無の確認 ・目視による圧力キャップパッキンの損傷の有無の確認	
ファンベルト	・目視による損傷の有無の確認 ・ファンベルトの張り及び調整	
排水コック	・目視による水漏れ、弁詰まり等の有無の確認	
給排気系統		
空気清浄器	・目視によるエアクリーナ又はエアバスオイルの汚れの有無の確認	
消音器	・目視による損傷、腐食、排気詰まりの有無の確認	
機関本体関係		
クランク室	・外部からの目視による漏水異常等の有無の確認 ・注油状況（オイルシグナル）の確認	
給排気弁	・圧縮漏れ等の作動の確認	
タペット	・機能状態の確認	
吸気清浄器	・目視による汚れ、目詰まり、損傷の有無の確認 ・取付状態の確認	
排気消音器	・目視による汚れ、損傷の有無の確認 ・取付状態の確認	
デコンプレバー	・操作機能	
機関全体（運転中）		
運転状況	・目視による油漏れ、水漏れの有無及び各部の振動・異常音・排気色・過熱の確認 ・速度調整レバーの作動状態の確認	

別紙2 ポンプ点検整備項目表

(3) 簡易点検整備 (C) (陸上ポンプ、エンジン式、セルスイッチ付、オイル・オイルエレメント交換有)

1) 対象機器

①陸上ポンプ (φ150) : 4台 (19-05P, 19-06P, 19-07P, 19-08P)

2) 点検整備項目表

項目	内容	備考
潤滑油系統		
潤滑油オイルパン	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視による油量及び異常の有無の確認</li> <li>オイル交換及びオイルエレメント交換の実施</li> </ul>	
燃料系統		
燃料噴射ポンプ	・機能の確認	
エア抜き	・フィルタ、ポンプ内のエア抜き	
燃料コシ器	・目視による目詰り・汚れ(清掃)の有無の確認	
燃料加減レバー	・操作レバー作動状態の確認	
燃料高圧管	・管内のエア抜き	
燃料タンク	・目視による油量及び水分・スラッジの有無の確認	
冷却系統		
冷却水槽 (ラジエータ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視による水漏れ、蒸気漏れの有無の確認</li> <li>目視による損傷の有無の確認</li> <li>目視による圧力キャップパッキンの損傷の有無の確認</li> </ul>	
ファンベルト	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視による損傷の有無の確認</li> <li>ファンベルトの張り及び調整</li> </ul>	
排水コック	・目視による水漏れ、弁詰まり等の有無の確認	
給排気系統		
空気清浄器	・目視によるエアクリーナ又はエアバスオイルの汚れの有無の確認	
消音器	・目視による損傷、腐食、排気詰まりの有無の確認	
機関本体関係		
クランク室	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部からの目視による漏水異常等の有無の確認</li> <li>注油状況(オイルシグナル)の確認</li> </ul>	
給排気弁	・圧縮漏れ等の作動の確認	
タペット	・機能状態の確認	
吸気清浄器	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視による汚れ、目詰まり、損傷の有無の確認</li> <li>取付状態の確認</li> </ul>	
排気消音器	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視による汚れ、損傷の有無の確認</li> <li>取付状態の確認</li> </ul>	
デコンプレバー	・操作機能	
電気系統		
バッテリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視によるバッテリーの液量、充電状態の確認</li> <li>比重、電圧、補充電の実施</li> </ul>	
セルモータ	・目視等によるピニオン噛み込み、始動、作動機能の確認	
主回路電磁スイッチ	・作動機能の確認	
配線系統	・目視による端子接続部の状態の確認	
予熱栓	・目視によるランプの点灯状態の確認	
機関全体(運転中)		
運転状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視等による油漏れ、水漏れの有無及び各部の振動・異常音・排気色・過熱の確認</li> <li>速度調整レバーの作動状態の確認</li> </ul>	

別紙2 ポンプ点検整備項目表

(4) 部品交換整備 (陸上ポンプ, エンジン式, 部品交換のみ)

1) 対象機器

①陸上ポンプ ( $\phi$  150) : 1台 (56-19P)

2) 部品交換項目表

項目	内容	備考
冷却系統 [ファンベルト]	・ファンベルトの交換	

別紙2 ポンプ点検整備項目表

(1) 簡易分解点検整備 (H) (水中ポンプ, タービン油交換有)

1) 対象機器

- ①水中ポンプ (Φ100) ①陸上ポンプ (Φ150)  
②水中ポンプ (Φ150) : 2台 (27-6SP, R3-12SP)

2) 整備項目表

項目	内容	備考
ポンプ全般点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視による損傷、異常の有無の確認</li> <li>取付ボルトの弛み、脱落等の確認、増締め</li> </ul>	
サクションカバー内部点検 (サクションカバー取り外し)	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視による損傷の有無の確認、ゴミ・小石等詰まりの清掃</li> <li>インペラとサクションカバーとの隙間計測</li> <li>目視による損傷、異常の有無の確認</li> <li>取付ボルトの弛み、脱落等の確認、増締め</li> <li>サクションカバー組立調整</li> </ul>	
絶縁抵抗値計測	<ul style="list-style-type: none"> <li>計測 (1MΩ以上あること)</li> </ul>	
潤滑油	<ul style="list-style-type: none"> <li>油漏れ、油色、油量及びスラッジ混入等、目視による異常の有無の確認</li> <li>タービン油交換の実施</li> </ul>	
無負荷運転	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視等による異音、過熱、振動等の有無の確認</li> </ul>	